

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

<p>新旧</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字田 中四〇五九番四地先から 同郡同町大字松伏字田中四〇 八五番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・五一 二〇・四一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五〇・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>昭和五十七年十二月二十八日付け埼玉県告示第九百八十号で告示した道路予定区域の変更である。</p>	<p>備 考</p>